

参 考 資 料

市町村における社会教育行政に関する調査報告

I 調査の概要

1 調査の目的

市町村における生涯学習・社会教育推進上の課題を明らかにする。

2 調査の対象

県内市町村教育委員会

3 調査の方法

(1) 調査票

別紙参照

(2) 調査票の配布先

県内市町村教育委員会生涯学習・社会教育主管課

(3) 調査票の回収率

100% (68市町村)

4 調査の期間

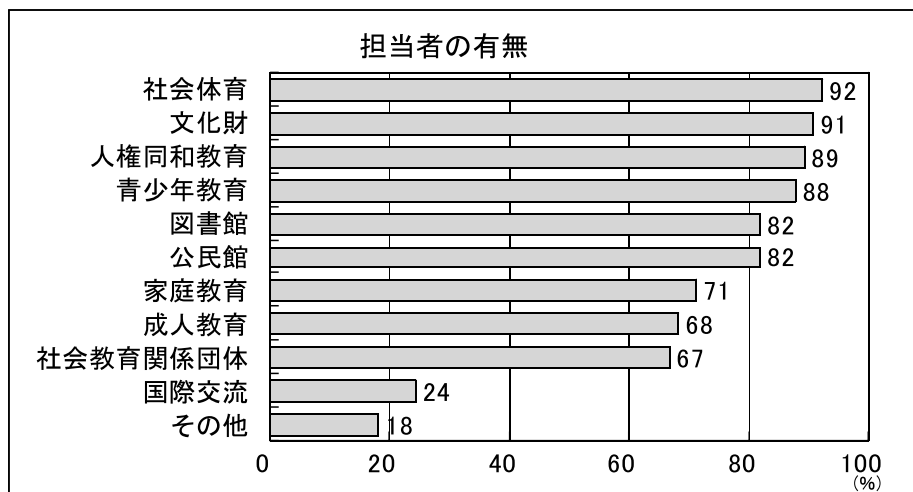
平成18年12月18日(月)～27日(水)

5 調査の企画・実施

県教育庁教育企画部生涯学習課

Ⅱ 調査の結果

1 担当者の有無（複数回答）

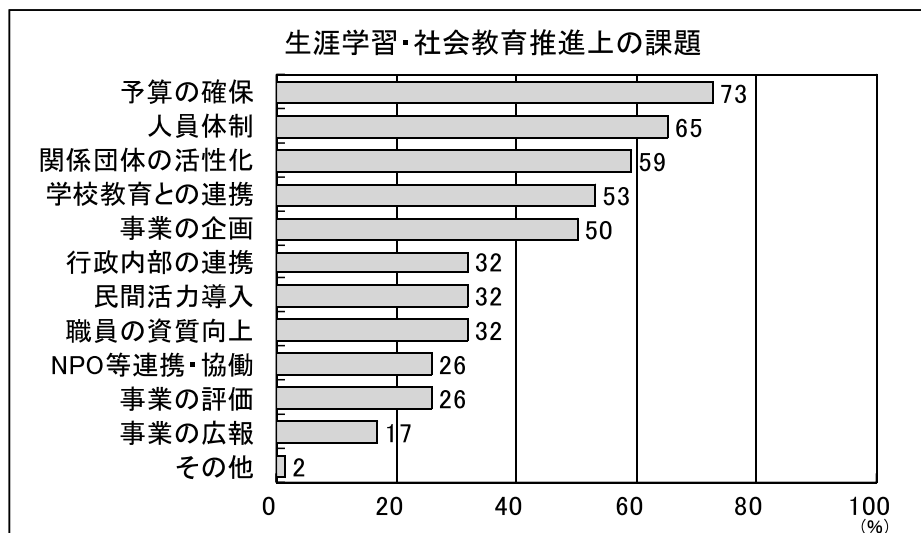


分野別の担当者の配置状況をみると、「社会体育」「文化財」「人権同和教育」「青少年教育」は9割程度であるが、「家庭教育」「成人教育」「社会教育関係団体」は7割程度、「国際交流」は2割強程度となっている。

<その他>

- 人員が少ないため係全体で取り組んでいる ○広域的社会教育振興業務
- 文化振興財団の指導 ○古墳公園建設準備 ○文化・文化施設

2 生涯学習・社会教育推進上の課題（複数回答）

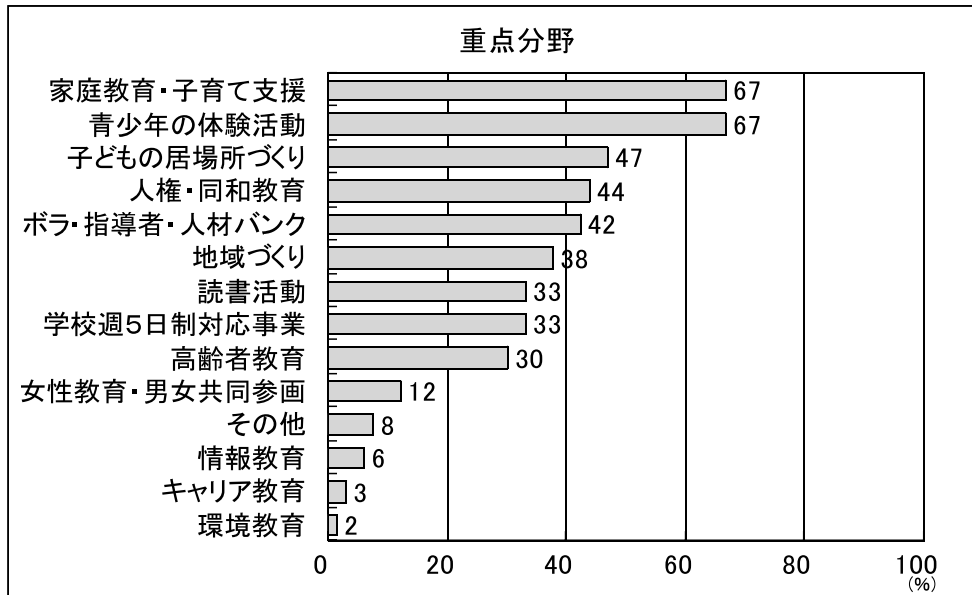


生涯学習・社会教育を推進する上での課題は、「予算の確保」が最も多く、次に「人員体制」と答えた割合が多い。

<その他>

- 機構改革 ○社会教育団体の自主運営

3 重点分野（複数回答）

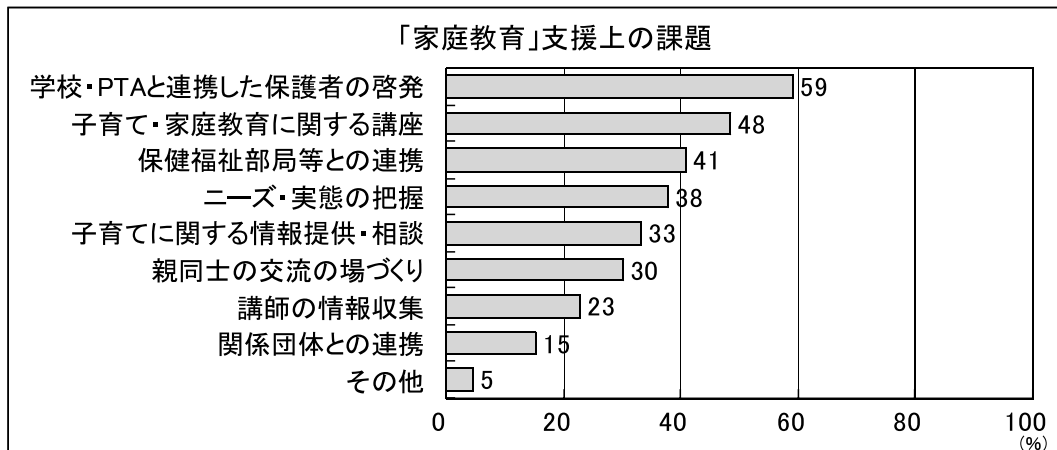


重点的に取り組んでいる分野（予定している分野）は、「家庭教育・子育て支援」「青少年の体験活動」と答えた割合が多い。

<その他>

○非行防止活動の推進 ○道徳教育の推進 ○生涯スポーツの推進

4 「家庭教育」支援上の課題（複数回答）

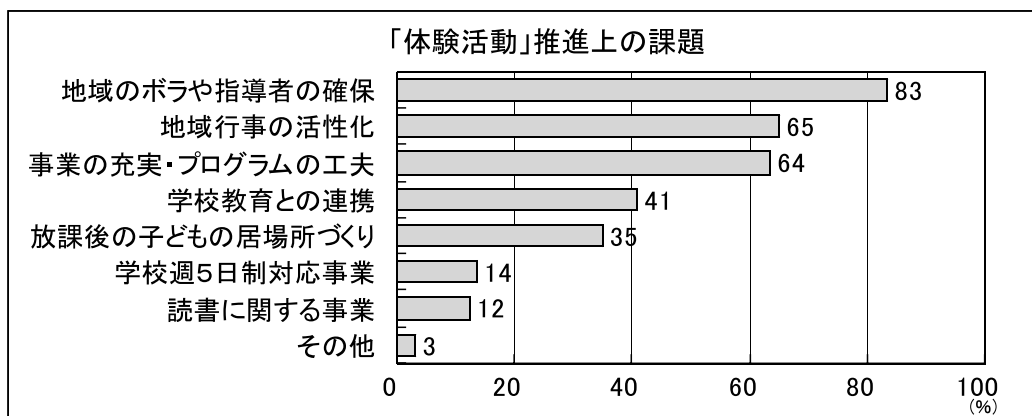


「家庭教育」を支援する上での課題は、「学校・PTAと連携した保護者への啓発」と答えた割合が多い。

<その他>

○早寝・早起き・朝ごはんの推進等、家庭生活の見直し ○メディア規制

5 「体験活動」推進上の課題（複数回答）

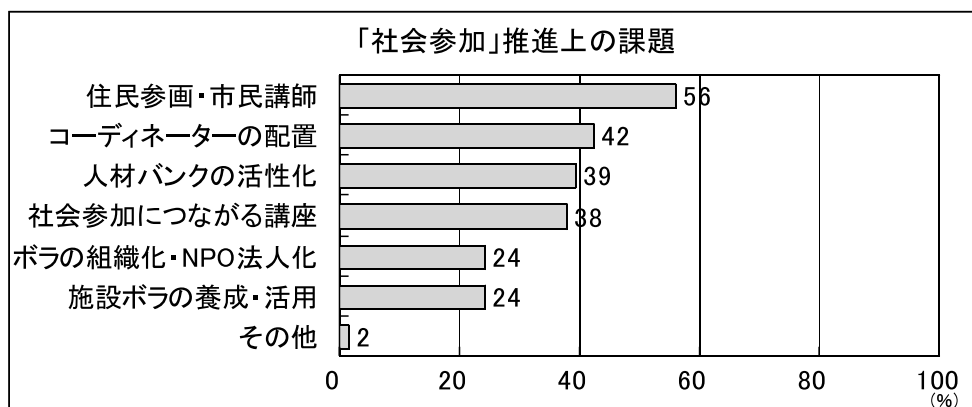


青少年の「体験活動」を推進する上での課題は、「地域のボランティアや指導者の確保」と答えた割合が多い。

＜その他＞

○中学生・高校生のボランティア

6 「社会参加」推進上の課題（複数回答）



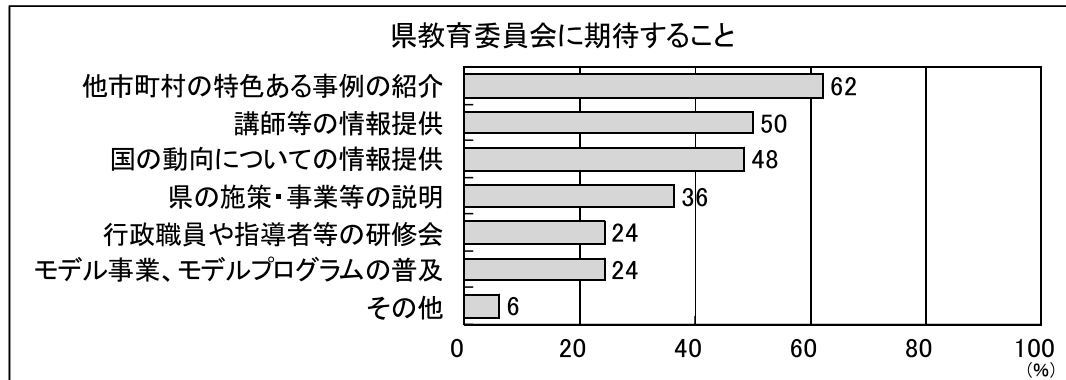
住民の「社会参加」を推進する上での課題は、「住民参画による講座の企画・運営、企画の公募、市民講師の活用等」と答えた割合が多い。

＜その他＞

○人材バンクの設置

○ボランティア総合窓口の設置

7 県教育委員会に期待すること



教育委員会（教育事務所・社会教育施設を含む）に期待することは、「他市町村の特色ある事業、取組等の事例紹介」と答えた割合が多い。

<その他>

- 国・県・市町村の連携による事業の推進
- 各補助事業の恒久的継続

8 市町村合併に伴う課題としては次の点が上げられている。

- 各市町村の事業の選択・統合
- 各市町村の事業の地域特性や伝統を活かすための調整
- 各市町村の社会教育行政に対する温度差（予算・体制）
- 各市町村の社会教育や公民館施策に関する理念・方針の違い
- 各市町村の公民館等の施設設備の違い
- 地域に残る伝統芸能や歴史的・文化的資産の保存・継承
- 各市町村住民の生涯学習活動への参加意欲の格差
- 多岐にわたる住民の学習ニーズや意欲に対応する生きがいがいくりの場の提供
- 各市町村の社会教育関係団体の調整
- 各種団体の連合・統一
- 新しい生涯学習推進体制の整備
- 職員の考えの統一、職員の資質向上
- 市としての市民意識を育てる事が重要
 - それを阻害する行事等は廃止し、地方色を薄めることが必要
 - しかし、伝承すべき文化は特化して育成することが重要
- 地域が広くなるので地域別の取組が重要
- 住民自治のまちづくりの推進
- 各市町村を一方的に合わせようとする反発を招く
 - 方向性を定め緩やかに推進していくことが必要
- 人員配置、予算確保
- 予算執行面での地域格差の解消

市町村における社会教育行政に関する調査

市町村名：_____

福岡県の生涯学習・社会教育を推進する上での参考といたしますので、率直なご意見をお聞かせください。(※該当する番号に○をつけてください。)

1 貴市町村教育委員会では、次の項目の担当者が配置されていますか。(複数回答可)

- | | | | |
|----------|-------------|----------|--------|
| 1 青少年教育 | 2 成人教育 | 3 人権同和教育 | 4 家庭教育 |
| 5 社会体育 | 6 文化財 | 7 公民館 | 8 図書館 |
| 9 国際交流 | 10 社会教育関係団体 | | |
| 11 その他 (| | |) |

2 貴市町村教育委員会における生涯学習・社会教育推進上の課題は何ですか。(複数回答可)

- | | | |
|-------------------|------------------------|---------|
| 1 予算の確保 | 2 人員体制 | 3 事業の企画 |
| 4 事業の評価 | 5 事業の広報 | |
| 6 職員の資質向上 | 7 「指定管理者制度」等民間活力導入への対応 | |
| 8 NPO等民間団体との連携・協働 | 9 社会教育関係団体の活性化 | |
| 10 学校教育との連携 | 11 行政内部の連携・理解促進 | |
| 12 その他 (| |) |

3 現在(または今後)、貴市町村教育委員会で重点的に取り組んでいる(予定している)分野は何ですか。(複数回答可)

- | | |
|---------------|-----------------------|
| 1 青少年の体験活動 | 2 学校週5日制対応事業(土曜教室等) |
| 3 子どもの居場所づくり | 4 読書活動 |
| 5 高齢者教育 | |
| 6 女性教育、男女共同参画 | 7 家庭教育、子育て支援 |
| 8 環境教育 | |
| 9 情報教育 | 10 キャリア教育 |
| 11 地域づくり | |
| 12 人権・同和教育 | 13 ボランティア・指導者養成、人材バンク |
| 14 その他 (|) |

4 貴市町村教育委員会が「家庭教育」を支援する上での課題は何ですか。(複数回答可)

- | |
|------------------------------|
| 1 子育て講座や家庭教育学級などの講座の充実 |
| 2 社会教育施設等を活用した親同士の身近な交流の場づくり |
| 3 子育てに関する情報提供や相談体制の充実 |
| 4 NPO等民間団体や社会教育関係団体との連携 |
| 5 学校やPTAと連携した保護者への啓発 |
| 6 家庭教育に関するニーズや実態の把握 |
| 7 保健福祉部局等との連携 |
| 8 講座・研修等の講師の情報収集 |
| 9 その他 (|

5 貴市町村教育委員会が青少年の「体験活動」を推進する上での課題は何ですか。(複数回答可)

- | |
|---------------------------------|
| 1 自然体験・生活体験等の主催事業の充実、活動プログラムの工夫 |
| 2 土曜教室等の学校週5日制対応事業の充実 |
| 3 放課後等の子どもの居場所づくりの充実 |
| 4 読書に関する事業の充実 |
| 5 子ども会行事や地域行事の活性化 |
| 6 地域のボランティアや指導者の確保 |
| 7 学校教育との連携 |
| 8 その他 (|

市町村名：

- 〔6〕 貴市町村教育委員会が住民の「社会参加」を推進する上での課題は何ですか。
(複数回答可)

- 1 社会参加につながる地域課題・現代的課題をテーマとする講座の開催
- 2 図書館や歴史資料館等の施設ボランティアの養成・活用
- 3 人材バンクの活性化
- 4 住民参画による講座の企画・運営、企画の公募、市民講師の活用等
- 5 ボランティアのグループ化、NPO法人化のための支援
- 6 活動場所とボランティアをつなぐコーディネーターの配置
- 7 その他 ()

- 〔7〕 県教育委員会（教育事務所・社会教育施設を含む）に期待することは何ですか
(複数回答可)

- 1 国の動向（施策・事業等）についての情報提供
- 2 県の施策・事業等の説明
- 3 他市町村の特色ある事業、取組等の事例紹介
- 4 モデル事業等の実施、モデルプログラムの普及・啓発
- 5 講師等の情報提供
- 6 行政職員や関係団体指導者等の研修会の実施
- 7 その他 ()

- 〔8〕 市町村合併をした市町村のみお答えください。市町合併に伴う課題は何ですか。

- 〔9〕 その他、生涯学習・社会教育の推進に当たり、ご意見等がございましたらお書きください。

教 育 基 本 法

(平成18年法律第120号)

教育基本法（昭和22年法律第25号）の全部を改正する。

※条文の ――― 線箇所は新設等主な変更箇所

目次

前文

第1章 教育の目的及び理念（第1条―第4条）

第2章 教育の実施に関する基本（第5条―第15条）

第3章 教育行政（第16条・第17条）

第4章 法令の制定（第18条）

附則

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第1章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第2章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第3章 教育行政

(教育行政)

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。
(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第4章 法令の制定

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
(社会教育法等の一部改正)
- 2 次に掲げる法律の規定中「教育基本法（昭和22年法律第25号）」を「教育基本法（平成18年法律第120号）」に改める。
 - 一 社会教育法（昭和24年法律第207号）第1条
 - 二 産業教育振興法（昭和26年法律第228号）第1条
 - 三 理科教育振興法（昭和28年法律第186号）第1条
 - 四 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和28年法律第238号）第1条
 - 五 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和29年法律第157号）第1条
 - 六 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第37条第一項
 - 七 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）第16条
(放送大学学園法及び構造改革特別区域法の一部改正)
- 3 次に掲げる法律の規定中「教育基本法（昭和22年法律第25号）第9条第二項」を「教育基本法（平成18年法律第120号）第15条第二項」に改める。
 - 一 放送大学学園法（平成14年法律第156号）第18条
 - 二 構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第20条第十七項

福岡県社会教育委員の会議 < 中間まとめ >

「新しい時代にふさわしい社会教育行政の在り方について」
～福岡県社会教育行政の8つの課題と次世代をはぐくむ3つの支援策～

発 行 平成19年6月

編集・発行 福岡県教育庁教育企画部生涯学習課

〒812-8575

福岡市博多区東公園7-7

TEL 092-643-3887

FAX 092-643-3889

e-mail: kshogai@pref.fukuoka.lg.jp

※福岡県社会教育委員の会議では、今後さらに審議を深めていく予定ですので、この中間まとめについて多くのご意見をお寄せいただければ幸いです。